3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区可部町大字上原字東山六九二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町阿下五〇五〇の一九、五〇五〇の二八、五〇五〇の三一、五〇五〇の三四、五〇五〇の三六、五〇五五、五〇五六の一、五一三〇、五一七二、五一八一の二、五一八一の一〇、五一八一の一三、小畠五一八一、五一八二、五四〇六の二、五四〇八の三、五四四四の一、五五四五の三、上五七〇八、五七〇九、五七一二、五七一五、五七一八の五、六一三二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字川尻字木戸山一〇三八三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市下永野字信濃沢三三二から三三七まで、三四〇の一、三四〇の二、三四一、三四三、三四七、三四八、三五〇、三五三から三五六まで、一七〇二、一七三〇の一、一七三二から一七三七まで、一七三八の一から一七三八の三まで、一七三九、一七四〇、一七四二から一七四四まで、一七四五の一、一七四六から一七五二まで、字信濃沢入一七〇一、字信濃沢扇間一七二九、字烏帽子岳一七五四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字信濃沢一七三二・一七三八の一・一七四〇・一七四三・一七四七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼市脊振町服巻字平野五九八八の九から五九八八の一九まで、五九八八の二二、五九八八の二三、五九八八の二八、五九八八の一〇二、五九八八の一〇四、五九八八の一〇九、五九八八の一三六、五九八八の一四三まで、五九八八の一四五、五九八八の一八八、五九八八の一九三、五九八八の一九五、五九八八の二〇三、五九八八の二〇五、六〇五七の二、六〇九五の三、字葉山六一二八の一、六一二八の九六から六一二八の九八まで、六一二八の一七一から六一二八の一七三まで、六一二八の一七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町伊岐佐字松原丙七二の三、丙七二の四、丙七三の一、字大久保丙七六九、丙八八六の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）